

Wan Style Act 重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話：098-989-3905 F A X：098-989-3908

担当：介護支援専門員：_____ / 管理者：前外間 樹

ご不明な点は何でもおたずねください。緊急時は時間外対応も可能です。

2. 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	Wan Style Act
所在地	沖縄県沖縄市泡瀬4丁目21番17号
事業所の指定番号	居宅介護支援事業／介護予防支援事業 4770403121
サービスを提供する実施地域※	沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、北中城村、中城村

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 / 介護支援専門員 3名以上 (現在の体制を口頭でお伝えします)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援・指定介護予防支援の提供にあたり、管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(3) 営業時間

月～土曜日 午前8時30分から午後5時30分まで (営業時間外連絡先：090-5949-2901)

(日曜日・12月31日～1月3日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

(5) 職務の内容・運営の目的と方法

介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、要介護状態・要支援状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮し行います。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

要介護認定・要支援認定前に居宅介護支援／介護予防支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果ができるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画／介護予防ケア

プランの作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

4. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービス・介護予防サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画／介護予防ケアプランを作成し、利用者にとって必要な居宅サービス・介護予防サービス等提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画／介護予防ケアプランの作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービス・介護予防サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画／介護予防ケアプランについては、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。
- ・ 利用者は居宅サービス計画／介護予防ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所・介護予防サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり当該事業所を居宅サービス計画／介護予防ケアプランに位置付けた理由を求める事ができます。

5. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、以下に定める内容については終了することとなります。

6. 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）となった場合は、利用料をいただきません。

7. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービス・介護予防サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者において

ご負担いただくこととなります。

8. モニタリングについて

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者・指定介護予防サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とします。

ア 利用者の同意を得ること。

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

i 利用者の状態が安定していること。

ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。

iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

ウ 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6ヶ月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。

※利用者が入院または施設入所になる場合は、担当介護支援専門員の氏名・事業所名を医療機関担当者・施設担当者へお伝え下さい。

事業の運営に当たり、地方公共団体、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

9. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1カ月につき要介護度に応じての下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援／介護予防支援利用料)

(1) 居宅介護支援／介護予防支援費用については、別紙1でご説明いたします。

(2) 交通費

介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費は不要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができます、一切料金はかかりません。

10. サービス内容に関する苦情・事故の対応について

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援／介護予防支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画／介護予防ケアプランに基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。

○Wan Style Act（電話番号：098-989-3905）

(2) その他の窓口

○那覇市役所介護保険課（電話番号：098-939-1212）

○沖縄県国民健康保険団体連合会（電話番号：098-860-9026）

○沖縄県福祉サービス運営適正化委員会（電話番号：098-882-5704）

○沖縄県介護保険広域連合（電話番号：098-911-7502）

○うるま市役所介護長寿課（電話番号：098-974-3111）

○宜野湾市役所介護長寿課（電話番号：098-893-4411）

(3) 事故発生時の対応

利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

11. 当法人の概要

法人名	株式会社 Wan Style Rapport	設立	令和6年8月1日
代表者	代表取締役社長 前外間 樹	電話	098-989-3905
事業内容	居宅介護支援事業／介護予防支援事業		

12. ケアマネジメントの公正中立性の確保

(1) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用

状況は別紙3のとおりである。

1 3. 権利擁護・虐待防止・身体拘束廃止・認知症ケア・ヤングケアラーについて

- (1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止・身体拘束廃止・認知症ケア・ヤングケアラー等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じています。

1 4. 情報通信機器の活用について

- (1) 当該事業所の介護支援専門員が行う業務等の効率化及びご利用者・ご家族の負担軽減を図る目的として、利用者の情報を共有できるチャット機能のアプリケーションを備えたスマートフォンやタブレット端末及び訪問記録を随時確認できるパソコン等を活用させていただきます。

1 5. 利益收受の禁止等

- (1) 居宅サービス計画／介護予防ケアプランの作成又は変更に関し、事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者等によるサービスまた、特定の居宅サービス事業者・介護予防サービス等によるサービスを利用すべき旨の指示を行いません。また、利用者は、複数の居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者等の選択を求めることができ、居宅サービス計画／介護予防ケアプラン原案に位置付けた居宅サービス事業所・介護予防サービス事業所等の選定理由を求めることができます。
- (2) 利用者に対して特定の居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受しません。

1 6. 記録と記録の開示について

- (1) 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとし、支援に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。また、利用者またはその家族の求め

に応じ、これを開示し、又はその複写物を交付するものとします。

17. 相談・苦情・ハラスメント対策の実施

- (1) 事業所は、提供した指定居宅介護支援／指定介護予防支援又は自らが居宅サービス計画／介護予防ケアプランに位置付けた指定居宅サービス・指定介護予防サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとします。また、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

18. 事業継続計画

- (1) 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援／指定介護予防支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

19. 認知症ケアについて

- (1) 認知症状のある利用者の個性を尊重するケアのため利用者に対する認知症ケアの方法等について、介護者に情報提供し、共に実践します。また、認知症に関する正しい知識やケアを習得し、専門性と資質向上を目的とした研修を定期的実施致します。

20. 高齢者虐待の防止 ※身体拘束廃止含む

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止に取り組みます。虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、従業者に周知徹底を行い、虐待防止の

ための指針の整備、虐待を防止するための定期的な研修の実施、また、これらを適切に実施するための担当者の設置を行います。また、身体拘束等は廃止すべきものという考えに基づき、従業者全員への周知徹底及び身体拘束等の研修を年1回以上実施します。

- (2) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待

（身体拘束を含む）を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村又は地域包括支援センターに通報するものとします。

2 1. 衛生管理

- (1) 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示します。また、研修会や訓練、委員会の開催を実施し、感染対策の資質向上対策の強化に努めます。

- (2) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

2 2. 第三者評価について

第三者評価による 評価の実施状況	あり	実施日		
		評価機関 の名称		
		結果の開 示	あり	なし
	なし			

2 3. その他運営についての留意事項について

- (1) 介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を採用後3カ月以内、継続研修を年1回設けるものとし、また、業務体制を整備します。介護支援専門員等の資質の向上を図るため、

研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

(2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書で得ます。

令和 年 月 日

居宅介護支援／介護予防支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を口頭で説明をし、同意を得ます。

事業所 所在地 沖縄県沖縄市泡瀬4丁目21番17号

名称 Wan Style Act 管理者 前外間 樹

説明者

私は、本書面により事業者から居宅介護支援／介護予防支援についての重要な事項の説明を口頭で受け同意しました。

利用者 (代理人)

氏名 氏名

重要事項説明書（別紙 1）

1. 居宅介護支援利用料

居宅支介護援費	要介護 1～2	10,860 円/月	<input type="checkbox"/> 特定事業所加算Ⅰ（5,190 円/月） <input checked="" type="checkbox"/> 特定事業所加算Ⅱ（4,210 円/月） <input type="checkbox"/> 特定事業所加算Ⅲ（3,230 円/月）
	要介護 3～5	14,110 円/月	
初回加算		3,000 円/月	個々の状況に応じて算定される加算となります。
入退院時情報連携 加算	(Ⅰ)	2,500 円/月	
	(Ⅱ)	2,000 円/月	
退院・退所加算 ※カンファレンス への参加の有無や 回数により変動し ます。	(Ⅰ) イ	4,500 円/月	
	(Ⅰ) ロ	6,000 円/月	
	(Ⅱ) イ	6,000 円/月	
	(Ⅱ) ロ	7,500 円/月	
	(Ⅲ)	9,000 円/月	
通院時情報連携加算		500 円/月	
緊急時カンファレンス加算（月 2 回 まで）		2,000 円/回	
ターミナルケアマネジメント加算		4,000 円/月	

2. 介護予防支援利用料

介護予防支援費	要支援 1・2	4,720 円/月
初回加算		3,000 円/月

※特定事業所Ⅱの取得要件について

1. 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること
2. 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置していること
3. 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること
4. 24 時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること
5. 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること

6. 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること
7. 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること
8. 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと*²
9. 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満）であること
10. 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること
11. 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること
12. 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること

当事業所のケアプランの通所介護、地域密着型通所介護、訪問介護、福祉用具貸与の利用状況は下記のとおりである。

① 前6か月間に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合

【通所介護 68%】 【地域密着型通所介護 7.5%】 【訪問介護 21.5%】 【福祉用具貸与 68.3%】

②前6か月間に作成したケアプランにおける各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合

通所介護	WAN STYLE TOPOS 21.4%	WAN STYLE JOB 10.5%	WAN STYLE+ 10.1%
地域密着型通所介護	ショッピングリハビリ@沖縄CITY 45%	リハビリ特化型デイサービス リハビックスコザ店 11.7%	デイサービスひなた 8.3%
訪問介護	訪問介護事業所エルスリー沖縄 20%	ゆいまーる沖縄美里 9.2%	訪問介護あるは もろみぎと 9.2%
福祉用具貸与	サトウ株式会社 21%	すこやかホームケアサービス 11.8%	有限会社ハート義肢 11.3%